

資料編

第1節 計画の策定について

1 埼玉県高齢者支援計画推進会議における審議

本県では、埼玉県高齢者支援計画を策定するため、関係団体の代表者、公募により選考された者及び行政機関の職員をもって構成する「埼玉県高齢者支援計画推進会議」を設置しています。また、認知症施策推進計画については、認知症に関する有識者をもって構成する「埼玉県認知症施策推進会議」を設置しています。

本計画の策定に当たっては、前計画の進捗状況の分析や、本計画の策定方針についての審議を行いました。

埼玉県高齢者支援計画推進会議

開催日	主な議題
令和2年6月11日（木）	第7期埼玉県高齢者支援計画に係る数値目標等の進捗状況について
令和2年11月19日（木）	第8期埼玉県高齢者支援計画骨子（案）について
令和3年2月19日（金）	第8期埼玉県高齢者支援計画（案）について

埼玉県認知症施策推進会議

開催日	主な議題
令和2年6月11日（木）	埼玉県認知症施策推進計画の骨子等について（書面会議）
令和2年9月10日（木）	埼玉県認知症施策推進計画の骨子案について
令和2年11月5日（木）	埼玉県認知症施策推進計画の素案について
令和3年2月10日（水）	埼玉県認知症施策推進計画（案）について（書面会議）

【参考：埼玉県高齢者支援計画推進会議委員名簿】 任期：令和2年11月1日から令和5年3月31日まで

所 属	役 職	氏 名
埼玉県医師会	常任理事	鹿嶋 広久
埼玉県介護支援専門員協会	理 事	入江 さゆり
埼玉県介護老人保健施設協会	理 事	宮崎 香理
埼玉県看護協会	看護師職能委員会 II副委員長	林 晴美
埼玉県国民健康保険団体連合会	常務理事	土田 保浩
埼玉県在宅福祉事業者連絡協議会	幹 事	養田 亜矢子
埼玉県歯科医師会	専務理事	桑原 栄
埼玉県市長会代表	和光市長	松本 武洋
埼玉県市町村保健師協議会	副 会 長	長澤 朋子
埼玉県社会福祉協議会	施設福祉部長	鈴木 隆夫
埼玉県町村会代表	越生町長	新井 雄啓
埼玉県認知症グループホーム・小規模多機能協議会	副 会 長	柿澤 晴美
埼玉県民生委員・児童委員協議会	副 会 長	大野 禮子
埼玉県薬剤師会	常務理事	宮野 廣美
埼玉県老人クラブ連合会	理 事	岩澤 勝徳
埼玉県老人福祉施設協議会	副 会 長	神戸 章
全日本病院協会埼玉県支部療養病床部会	会 長	富家 隆樹
公募委員	—	民谷 久雄
公募委員	—	馬袋 秀男
埼玉県福祉部	地域包括ケア局長	金子 直史

埼玉県高齢者支援計画推進会議設置要綱

(設置)

第1条 埼玉県高齢者支援計画（介護保険法に基づく「介護保険事業支援計画」、老人福祉法に基づく「老人福祉計画」）を推進するため、埼玉県高齢者支援計画推進会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、埼玉県高齢者支援計画の策定方針及び進捗状況について検討を行う。

(組織)

第3条 会議は、別表の関係団体の代表者等、公募により選考された者及び行政機関の職員をもって構成する。ただし、必要に応じて関係者を出席させることができる。

2 会議には議長を置く。議長は地域包括ケア局長の職にある者とする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、令和5年3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 会議は、議長が招集し、主宰する。

2 議長に事故あるとき、又は議長が欠けたときは、あらかじめ議長の指定する委員がその職務を行う。

(専門部会)

第6条 会議には、専門部会を置くことができる。

2 専門部会には、必要に応じて関係者を出席させることができる。

3 専門部会に関して必要な事項は、議長が別に定める。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、福祉部高齢者福祉課において処理する。

(その他)

第8条 その他、会議の運営に必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年11月1日から施行する。

別 表

1 関係団体の代表者等

埼玉県医師会

埼玉県介護支援専門員協会

埼玉県看護協会

埼玉県国民健康保険団体連合会

埼玉県在宅福祉事業者連絡協議会

埼玉県歯科医師会

埼玉県市長会代表

埼玉県市町村保健師協議会

埼玉県社会福祉協議会

埼玉県町村会代表

埼玉県認知症グループホーム・小規模多機能協議会

埼玉県民生委員・児童委員協議会

埼玉県薬剤師会

埼玉県老人クラブ連合会

埼玉県老人福祉施設協議会

埼玉県介護老人保健施設協会

全日本病院協会埼玉県支部療養病床部会

2 公募により選考された者

2名程度

3 行政機関

地域包括ケア局長

【参考：埼玉県認知症施策推進会議委員名簿】 任期：令和2年4月1日から令和4年3月31日まで

所 属	役 職	氏 名
埼玉県医師会	常任理事	丸木 雄一
認知症の人と家族の会埼玉県支部	代 表	花俣 ふみ代
西熊谷病院（認知症疾患医療センター）	センター長	深津 亮
埼玉県認知症グループホーム・小規模多機能協議会	理 事	岩本 かおり
埼玉県介護支援専門員協会	代表理事	長谷川 佳和
埼玉県老人福祉施設協議会	副 会 長	中重 文美
日本認知症グループホーム協会 埼玉県支部	支部長	田中 秀夫
越谷市福祉部地域包括ケア推進課 （認知症地域支援推進員）	主 幹	浅野 郁美
さいたま市保健福祉局長寿応援部 いきいき長寿推進課 （政令指定都市）	課 長	高野 一徳
川口市福祉部長寿支援課 （中核市）	課 長	堀江 宏
志木市福祉部長寿応援課 （先進事業実施市町村）	主 査	川幡 陽子
飯能市健康福祉部介護福祉課 （先進事業実施市町村）	主 査	横手 広美
本庄市福祉部介護保険課 （先進事業実施市町村）	主 査	山口 知美
埼玉障害者職業センター （若年性認知症ネットワーク会議委員）	主任障害者職業 カウンセラー	高椋 恵里
若年性認知症サポートセンター （若年性認知症ネットワーク会議委員）	若年性認知症支援 コーディネーター	松本 由美子

埼玉県認知症施策推進会議設置要綱

(設置)

第1条 認知症施策に係る医療・介護・福祉等の関係者が参加し、県内市町村における認知症施策全般の推進について検討するため、埼玉県認知症施策推進会議（以下「認知症施策推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 認知症施策推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 県内市町村における認知症施策の取組状況の把握や課題の分析、先進的な事例の収集
- (2) 県内の認知症専門医療機関等及び認知症介護に関する事業者団体等との連携方策についての検討
- (3) 認知症対応型サービスに関する事業所等の効果的な取組事例の収集
- (4) 県内市町村における認知症サポーター養成の推進のための方策の検討
- (5) 県内市町村の市民後見の取組を支援する方策の検討
- (6) 県内の広域的な徘徊・見守りSOSネットワークの構築推進に関する検討
- (7) 埼玉県の認知症施策推進計画の策定方針及び進捗状況についての検討

(組織)

第3条 認知症施策推進会議は、議長及び委員をもって組織する。

2 議長は、委員の互選とする。

3 委員は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 医療関係者（認知症サポート医など認知症ケアに詳しい医師）
- (2) 認知症の本人・家族関係者
- (3) 有識者
- (4) 介護事業者
- (5) 認知症地域支援推進員
- (6) 事業実施市町村の職員（政令指定都市及び中核市並びに先進事業実施市町村）

4 議長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、委員を追加することができる。

(会議)

第4条 認知症施策推進会議は、議長が招集し、これを主宰する。ただし、議長不在のときは、埼玉県福祉部地域包括ケア課長が招集する。

2 議長は、必要あると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 認知症施策推進会議の庶務は、埼玉県福祉部地域包括ケア課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年5月20日から施行する。

2 庁内関係課との連携

埼玉県高齢者支援計画は、高齢者の保健・医療・福祉全般にわたる計画であることから、関係部局の主体的な取組はもとより、関係部局間の緊密な連携も必要となります。

保健・医療・福祉のみならず、生活支援・まちづくりや住宅対策・労働政策等の施策と一体となって計画を総合的かつ効果的に推進するため、「埼玉県長寿社会政策庁内連絡会議」を設置しています。

本計画の策定に当たっては、第7期高齢者支援計画の進捗状況、新たな取組の検討、本計画の内容について、庁内の長寿社会政策に係る情報交換や意見調整などを行いました。

開催日	内容
令和2年11月12日(木)	第8期埼玉県高齢者支援計画の策定について

【参考：長寿社会政策推進庁内連絡会議委員名簿】

部局名	職名
企画財政部	交通政策課長
総務部	管財課長
県民生活部	広聴広報課長、共助社会づくり課長、文化振興課長、スポーツ振興課長、消費生活課長、防犯・交通安全課長
福祉部	地域包括ケア局長、福祉政策課長、社会福祉課長、地域包括ケア課長、高齢者福祉課長、障害者福祉推進課長、福祉監査課長
保健医療部	保健医療政策課長、感染症対策課長、国保医療課長、医療整備課長、医療人材課長、健康長寿課長、疾病対策課長、薬務課長
産業労働部	シニア活躍推進課長、ウーマノミクス課長、雇用労働課長、産業人材育成課長
県土整備部	道路街路課長、道路環境課長
都市整備部	住宅課長
教育局	生涯学習推進課長、文化資源課長
警察本部	生活安全総務課長、交通総務課長、交通規制課長、運転免許課長

計 35 課、36 委員

3 国基本指針との整合性の確保

介護保険法第116条により、厚生労働大臣は「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（基本指針）」を定めるものとされています。

この基本指針は、県及び市町村の計画作成上のガイドラインの役割を果たすものです。

本計画と基本指針との整合性を確保するため、国の説明会などに出席し情報収集を行うとともに、意見交換を行いました。

開催日	会議名または内容
令和元年7月23日(火)	第8期介護保険事業計画作成に向けた各種調査等に関する説明会
令和2年3月10日(火)	全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議（動画配信）
令和2年7月31日(月)	全国介護保険担当課長会議（動画配信）
令和2年10月28日(水)	関東信越厚生局ヒアリング

4 市町村計画との整合性の確保

本計画と市町村介護保険事業計画との整合性を図るため、市町村に対し説明会を開催し、本計画の考え方などを説明するとともに、医療と介護の連携や介護サービス見込量の推計について意見交換を行いました。

また、市町村における計画策定及び介護サービス見込量の推計についてヒアリングを実施し、数値などを精査するとともに県計画との整合性の確保を図りました。

開催日	会議名または内容
令和元年8月8日(木)	介護保険事業計画に向けた各種調査等に関する説明会
令和2年8月24日(月) ～令和2年9月14日(月)	市町村集団実地支援（計6日）
令和2年8月24日(月) ～令和2年8月25日(火)	地域包括ケアシステム「見える化」システム基本操作講習会（行政説明含む）（動画配信 計2日）
令和2年11月25日(水) ～令和2年12月8日(火)	第8期介護保険事業計画の作成に係る市町村ヒアリング（計7日）

5 埼玉県社会福祉審議会への報告

社会福祉に関する事項（児童福祉、精神障害者福祉に関する事項を除く。）を調査審議する機関である「埼玉県社会福祉審議会」へ報告を行いました。

開催日	内容
令和2年12月23日（水）	第8期埼玉県高齢者支援計画骨子（案）について

6 県民コメントの実施

計画の趣旨や内容を広く県民に公表し、これに対してお寄せいただいた御意見を考慮して意思決定を行うため、「埼玉県県民コメント制度」による意見募集を実施しました。

実施時期	内容
令和3年1月5日（火）～ 令和3年2月4日（木）	第8期埼玉県高齢者支援計画（案）について

第2節 計画の進行管理・点検・評価

本計画では、計画の進捗による施策効果を的確に把握・分析・評価できるよう計画の理念に沿った数値目標及び取組を設定しました。

本計画を実効性のあるものとするために、毎年度、施策の取組状況や数値目標の達成状況を埼玉県高齢者支援計画推進会議に報告するとともに、評価を行います。

また、本計画の達成状況及び評価結果については、県のホームページ等において公表します。

1 数値目標一覧

頁	指標名	現状値		目標値		担当部局	担当課
		年度	数値	年度	数値		
第1節 高齢者の活躍支援と安心して暮らせる地域社会づくり							
1 多様な活躍支援							
45	大学の開放授業講座（リカレント教育）受講者数	R1	725人/年	R5	800人/年	福祉部	高齢者福祉課
45	地域社会活動に参加している65歳以上の県民の割合	R2	40.3%	R8	50.0%	福祉部	高齢者福祉課
46	週に1回以上スポーツをする県民の割合	R2	57.2%	R4	65.0%	県民生活部	スポーツ振興課
2 就業の支援							
47	シニア活躍推進宣言企業のうち70歳以上の高齢者が働ける制度のある企業の数	R2末	1,136社	R8末	1,800社	産業労働部	人材活躍支援課
3 生涯を通じた健康の確保							
48	健康寿命の延伸（65歳に到達した人が「要介護2」以上になるまでの期間）	H30	男性17.64年 女性20.46年	R5	男性18.17年 女性20.98年	保健医療部	健康長寿課
48	健康寿命の延伸（日常生活に制限のない期間の平均）	H28	男性73.10年 女性74.67年	R4	男性73.85年 女性75.42年	保健医療部	健康長寿課
48	健康長寿サポーターの延べ養成数	R1末	92,762人	R6末	145,000人	保健医療部	健康長寿課
49	特定健康診査の受診率	H29	53.8%	R5	70.0%	保健医療部	国保医療課・健康長寿課
49	特定保健指導の実施率	H29	15.1%	R5	45.0%	保健医療部	国保医療課・健康長寿課
4 暮らしの安心・安全の確保							
51	埼玉県老人クラブ連合会防犯リーダーの延べ養成数	R1	2,326人	R5	2,450人	福祉部	高齢者福祉課
51	1年以内に消費者被害の経験がある、または嫌な思いをした県民の割合	R2	20.1%	R8	13.8%	県民生活部	消費生活課
52	福祉避難所の開設訓練を実施済みの市町村数	R1	49市町村	R5	全市町村	福祉部	障害者福祉推進課
53	県内ノンステップバス導入率	R1末	76.8%	R6末	85.0%	企画財政部	交通政策課
53	幅の広い歩道の整備延長	H30末	1,372km	R6末	1,445km	県土整備部	道路街路課・道路環境課
第2節 地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムの推進							
1 自立支援、介護予防及び重度化防止の推進							
54	多職種協働による自立支援型地域ケア会議の定期的な実施及びモニタリング（事後評価）会議の実施市町村数	R1	40市町村	R3	全市町村	福祉部	地域包括ケア課
2 医療と介護の連携強化							
57	訪問診療を実施する医療機関数（在宅時医学総合指導管理料及び施設入居時等医学総合指導管理料の届出医療機関数）	R1末	828か所	R5末	1,075か所	保健医療部	医療整備課
57	在宅歯科医療実施登録機関数	R2.9	800医療機関	R5末	1,200医療機関	保健医療部	健康長寿課
57	地域連携薬局の認定を取得した薬局数	R2末	0薬局	R5末	500薬局	保健医療部	薬務課
57	訪問看護ステーションに従事する訪問看護職員数	H30年末	2,458人	R4年末	3,414人	保健医療部	医療人材課

頁	指標名	現状値		目標値		担当部局	担当課
		年度	数値	年度	数値		
3 生活支援体制の整備							
58	住民参加による地域ごとの協議の場（第2層協議体）の設置及び定期的な話し合いの実施市町村数	R1	48市町村	R3	全市町村	福祉部	地域包括ケア課
61	介護すまいる館による福祉用具の普及・相談件数	R1末	47,127人／年	R5末	50,000人／年	福祉部	高齢者福祉課
4 高齢者の住まいの充実							
62	サービス付き高齢者向け住宅の供給戸数	R1末	15,078戸	R6末	17,300戸	都市整備部	住宅課
63	全住宅の高度なバリアフリー化率	H25	6.2%	R5	16%	都市整備部	住宅課
63	高齢者の居住する住宅の一定のバリアフリー化率	H30	39.0%	R5	64%	都市整備部	住宅課
第3節 認知症施策の総合的な推進（埼玉県認知症施策推進計画）							
1 認知症施策の総合的な推進							
70	埼玉県版「希望大使」の設置	R2末	未設置	R3末	設置	福祉部	地域包括ケア課
70	「本人ミーティング」を開催している市町村数	R2末	6市町村	R5末	全市町村	福祉部	地域包括ケア課
71	かかりつけ医認知症対応力向上研修の延べ修了者数	R1末	1,413人	R5末	1,800人	福祉部	地域包括ケア課
72	県内における若年性認知症カフェの数	R2末	6か所	R5末	10か所	福祉部	地域包括ケア課
73	「チームオレンジ」を整備している市町村数	R2末	0市町村	R5末	32市町村	福祉部	地域包括ケア課
2 権利擁護の推進							
74	成年後見制度の市町村計画を策定した市町村数	R2末	24市町村	R5末	全市町村	福祉部	地域包括ケア課
3 虐待防止の推進							
74	高齢者虐待対応専門員の延べ養成者数	R1末	2,300人	R5末	3,200人	福祉部	地域包括ケア課
第4節 介護保険施設等の整備							
1 特別養護老人ホーム等の整備							
75	特別養護老人ホームの整備数	R2末	37,959人分	R5末	40,746人分	福祉部	高齢者福祉課
76	介護老人保健施設の整備数	R2末	17,244人分	R5末	17,444人分	福祉部	高齢者福祉課
2 有料老人ホーム等の適切な運営の確保							
78	介護付有料老人ホーム等の設置数	R2末	32,446人分	R5末	37,571人分	福祉部	高齢者福祉課
第5節 介護人材の確保・定着・イメージアップ							
1 介護人材の確保・定着・イメージアップ							
82	県内介護職員数	R1.10.1	93,494人	R6.10.1	111,400人	福祉部	高齢者福祉課
84	特別養護老人ホームにおける介護ロボット導入率	R1	51.0%	R5	80.0%	福祉部	高齢者福祉課
第6節 介護保険の持続可能な制度運営							
1 保険者機能の強化の推進							
86	多職種協働による自立支援型地域ケア会議の定期的な実施及びモニタリング（事後評価）会議の実施市町村数【再掲】	R1	40市町村	R3	全市町村	福祉部	地域包括ケア課
2 介護給付適正化の推進							
87	給付実績の活用による適正化実施市町村数	R1末	19市町村	R5末	全市町村	福祉部	地域包括ケア課

2 取組一覧

頁	取組番号	取組名	担当部局	担当課
第1節 高齢者の活躍支援と安心して暮らせる地域社会づくり				
1 多様な活動支援				
(1) 生涯にわたる学びの支援				
44	1	(公財)いきいき埼玉が実施する「埼玉未来大学」の運営支援を通じ、元気に自立して生活するための知識や習慣、社会デビューを後押しするノウハウなどの学習機会を提供し、地域の担い手となるシニア層を育成します。	県民生活部	共助社会づくり課
45	2	県内外の大学と協力して、大学の開放授業講座（リカレント教育）を実施します。	福祉部	高齢者福祉課
45	3	高齢者向け市民大学などに関する情報を埼玉県ホームページ内の「生涯学習ステーション」にて提供します。	教育局	生涯学習推進課
45	4	県民への多様な学習機会の提供のため、県内の県立学校などにおいて、学校の特色を活かし、様々な講座を実施します。	教育局	生涯学習推進課
45	5	県民が主体的に学習活動に参加できるよう、県立学校の学習・文化施設を地域に開放します。	教育局	生涯学習推進課
45	6	県政出前講座を通じ、県政について分かりやすく説明し、高齢者の知識の習得を支援します。	県民生活部	県民広聴課
(2) 地域活動への参加促進				
45	7	彩の国コミュニティ協議会を通じて、市町村協議会が行う地域活動を支援し、県民のコミュニティ活動への参加を促進します。	県民生活部	共助社会づくり課
45	8	NPO・ボランティア団体など、共助の担い手を支援するために必要な情報の収集や発信が容易にできる総合的な双方向の情報システム「NPO情報ステーション」及び埼玉県共助総合ポータルサイト「埼玉共助スタイル」を運営し、県民へ情報を提供します。	県民生活部	共助社会づくり課
45	9	WEB上のバーチャル研究所「埼玉人生100年時代の楽しみ方研究所」において、地域活動の効能や地域デビューの事例等の情報発信を行い、地域活動を後押しします。	県民生活部	共助社会づくり課
45	10	ボランティア活動など地域福祉活動の支援や、ボランティア参加の促進を図ることにより、地域住民が支え合う福祉社会の構築を推進します。	福祉部	社会福祉課
45	11	老人クラブが行うボランティアなどの活動を支援します。	福祉部	高齢者福祉課
(3) スポーツや文化活動への参加支援				
46	12	全国健康福祉祭（ねんりんピック）へ埼玉県選手団を派遣します。	福祉部	高齢者福祉課
46	13	彩の国プラチナフェスティバルとして、創作展及びシルバースポーツ大会を開催します。	福祉部	高齢者福祉課
46	14	高齢者がスポーツ・レクリエーションに気軽に参加できる場や機会を充実します。	県民生活部	スポーツ振興課
46	15	身近なスポーツ団体を活性化します。	県民生活部	スポーツ振興課
46	16	高齢者による演劇などの文化芸術活動の充実を図ります。	県民生活部	文化振興課
46	17	社会福祉施設や病院に長期にわたり、入院・入所するなど、コンサート会場に出かけることが困難な方に、生の音楽を鑑賞する機会を提供します。	県民生活部	文化振興課
46	18	文化振興基金を活用して、県内でアマチュア文化団体が行う文化活動の成果発表を支援します。	県民生活部	文化振興課
46	19	県民及び県内の芸術文化団体が主体となり、県内各地で様々な芸術文化活動の発表・展示などを行う芸術文化の祭典を開催します。	教育局	文化資源課
2 就業の支援				
(1) 多様な働き方の支援				
47	20	就職支援セミナーや就職相談、職業紹介などを実施し、高齢者の就職を支援します。	産業労働部	人材活躍支援課
47	21	シニアが働きやすい職場環境づくりなどを行う企業を「シニア活躍推進宣言企業」として認定し、高齢者の働く場の拡大を図ります。	産業労働部	人材活躍支援課
47	22	地域における身近な働く場を提供するシルバー人材センターへの支援を行います。	産業労働部	人材活躍支援課
(2) 職業訓練の実施				
47	23	県立高等技術専門学校において、高齢者の就職に資する職業訓練を実施します。	産業労働部	産業人材育成課
47	24	民間の教育訓練機関等を活用し、高齢者の就職に資する職業訓練を実施します。	産業労働部	産業人材育成課
3 生涯を通じた健康の確保				
(1) 健康長寿社会づくりの推進				
48	25	「健康長寿埼玉プロジェクト」を県内市町村等に普及し、健康寿命の延伸を目指します。	保健医療部	健康長寿課
48	26	ウォーキングや特定健康診査の受診などによりポイントを貯め、抽選により賞品が当たる「埼玉県コバトン健康マイレージ」を運用し、県民の健康増進を促進します。	保健医療部	健康長寿課
48	27	県民自らが健康づくりを実践するとともに、健康に役立つ情報を草の根レベルで広めるため、「健康長寿サポーター」及び「スーパー健康長寿サポーター」を養成します。	保健医療部	健康長寿課
(2) 生活習慣病等の予防対策の推進				
49	28	生活習慣の改善など、県民一人一人の主体的な健康づくりを支援するとともに、効果的な保健事業のための市町村支援や特定健康診査の受診及び特定保健指導の実施を促進します。	保健医療部	健康長寿課
49	29	生活習慣病に関わる歯科関連保健指導を充実します。	保健医療部	健康長寿課
49	30	「8020運動」の推進など、県民一人一人の歯と口腔の健康づくりを支援します。	保健医療部	健康長寿課
(3) 介護予防の推進				
49	31	住民主体の通いの場（体操教室など）の立ち上げを支援するため、アドバイザー（リハビリテーション専門職等）を養成し派遣するとともに、研修を実施します。	福祉部	地域包括ケア課
49	32	先進的な取組の紹介やグループワークなどを行う研修を行い、市町村の効果的な介護予防事業の実施を支援します。	福祉部	地域包括ケア課
49	33	市町村における高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の取組を支援するため、埼玉県後期高齢者医療広域連合及び埼玉県国民健康保険団体連合会と連携し、市町村に対し研修等を実施します。	保健医療部	国保医療課

頁	取組番号	取組名	担当部局	担当課
4 暮らしの安心・安全の確保				
(1) 交通事故の防止				
50	34	民生委員や交通安全母の会会員が高齢者世帯を訪問し、交通安全のほか、防犯、悪徳商法について継続した注意喚起を実施します。	県民生活部	防犯・交通安全課
50	35	老人福祉センターや観光バス車内など高齢者が多く集まる場所において、老人福祉センター職員やバスガイドが利用者に対して交通安全のワンポイントアドバイスを実施します。	県民生活部	防犯・交通安全課
50	36	高齢者を対象とした交通安全講習会を開催します。	県民生活部	防犯・交通安全課
50	37	高齢者自転車大会を開催し、高齢者の交通安全意識を高揚させるとともに、身体機能の変化が運転に及ぼす影響を認識してもらい、高齢者の関係する交通事故の抑止を図ります。	県警本部	交通総務課
50	38	高齢者自転車安全講習制度では、高齢者を対象とした自転車に関する安全講習や学科・実技試験を実施し、講習受講者に対しては警察署長名の修了証を交付します。	県警本部	交通総務課
50	39	警察署長が委嘱した「高齢者交通安全声掛け隊」が、戸外を通行する高齢者への声掛けや高齢者世帯への訪問をし、啓発品を活用した交通安全に関するワンポイントアドバイスを実施します。	県警本部	交通総務課
50	40	一定期間に交通事故を複数回惹起させるなど、真に危険性の高い高齢運転者に対し、戸別訪問等による身体機能の低下や認知機能の低下を自覚した運転などの個別指導を実施します。	県警本部	交通総務課
50	41	高齢者を交通事故から守るため、行政、交通関係団体、タクシー・バス事業者などにおいて、援護を必要とする高齢者を発見した場合の通報協力体制を確立するなど、高齢者保護のネットワーク化を促進します。	県民生活部	防犯・交通安全課
			県警本部	交通総務課
50	42	免許センター施設での各種イベントを通じ、交通事故の防止及び被害軽減に効果があるとされる安全運転サポート車の試乗体験や講習などの実施により、運転支援機能を体験できる機会を設け、先進安全技術と運転支援機能の限界を正しく認識いただくなど、高齢運転者に対する安全運転の継続を支援します。	県警本部	運転免許課
50	43	企業・団体の協賛により、運転経歴証明書の提示で商品代金やタクシー料金の割引を受けられるサービスを通じて日常生活の支援を行い、運転免許証の自主返納をしやすい環境を整備して高齢者の交通事故防止を図ります。	県警本部	交通総務課
50	44	認知機能の低下等により、運転免許を自主返納する65歳以上の高齢者の不安の解消等を図るため、速やかに生活に関する支援等の相談が受けられるよう、自主返納の機会に市町村の地域包括センターへ個人情報を提供する制度について県民へ周知し、利用の促進を図ります。	県警本部	運転免許課
(2) 高齢者を狙った犯罪・消費者被害の防止				
51	45	公益財団法人埼玉県老人クラブ連合会が行う防犯リーダーの養成を支援します。	福祉部	高齢者福祉課
51	46	防犯意識の普及啓発や住民による自主的な防犯活動の促進及び県民、市町村、事業者との連携により、犯罪を起こさせにくいまちづくりを推進します。	県民生活部	防犯・交通安全課
			県警本部	生活安全総務課
51	47	高齢者やその家族に対する防犯指導、金融機関等と連携した水際防止対策などによる特殊詐欺被害防止対策を推進します。	県民生活部	防犯・交通安全課
			県警本部	生活安全総務課
51	48	駅頭や大型商業施設など街頭における犯罪被害防止キャンペーンを実施し、高齢者の防犯意識の向上を図ります。	県警本部	生活安全総務課
51	49	高齢者を対象に被害が多発する特殊詐欺やひったくりなどの防犯講話や寸劇を交えた対話方式による防犯指導を実施し、防犯意識の向上を図ります。	県警本部	生活安全総務課
51	50	県警メールマガジンや防災行政無線、新聞の折り込みチラシなど各種広報媒体を積極的に活用し、最新の犯罪情勢や防犯対策に関する情報を発信し、防犯意識の向上を図ります。	県警本部	生活安全総務課
51	51	高齢者等の消費者被害の未然防止を図るため、市町村における消費者安全確保地域協議会の設置を支援するとともに、消費者被害防止サポーターの活用を進めます。	県民生活部	消費生活課
(3) 防災対策の推進				
52	52	避難行動要支援者名簿に基づく個別避難計画の作成について市町村を支援します。	福祉部	高齢者福祉課
52	53	福祉避難所への指定や福祉避難所の開設訓練の実施について市町村を支援します。	福祉部	障害者福祉推進課
52	54	大規模災害時に避難所などへ避難した高齢者などに対して相談援助や応急的な介助などの福祉支援を行う「災害派遣福祉チーム（DWA T）」を整備します。	福祉部	社会福祉課
52	55	大規模災害が起きた際には、ボランティアの応援を円滑に受け入れるため、埼玉県社会福祉協議会が災害ボランティア支援センターの設置・運営をするとともに、市町村ボランティアセンター等を支援します。	福祉部	社会福祉課
52	56	非常災害対策計画の策定などの取組が遅れている介護保険施設を指導します。	福祉部	高齢者福祉課
(4) 公共施設等のバリアフリー化				
52	57	県有施設の改修にあたって、エレベーター、トイレ、スロープなどのバリアフリー化に配慮します。	総務部	管財課
52	58	鉄道駅のエレベーター、スロープ及び障害者対応型トイレなどの整備を支援し、鉄道駅のバリアフリー化を促進するとともに、視覚障害者などの転落防止対策の推進について鉄道事業者に働きかけます。	企画財政部	交通政策課
52	59	路線バスへのノンステップバスの導入を支援し、路線バスのバリアフリー化を促進します。	企画財政部	交通政策課
52	60	幅の広い歩道の整備や段差の解消など、道路のバリアフリー化を推進します。	県土整備部	道路街路課
			道路環境課	
53	61	特定道路や生活関連経路について、一体的な歩行空間のネットワーク形成を図ります。	県土整備部	道路環境課
53	62	高齢者等感応信号機など、高齢者に配慮した交通安全施設の整備を推進します。	県土整備部	交通規制課
(5) ユニバーサルデザインの推進				
53	63	ユニバーサルデザインの普及啓発、多様な関係者の参画によるユニバーサルデザインの実践を支援するため、埼玉県ユニバーサルデザイン推進アドバイザーを派遣し、取組を支援します。	県民生活部	文化振興課

頁	取組番号	取組名	担当部局	担当課
第2節 地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムの推進				
1 自立支援、介護予防及び重度化防止の推進				
(1) 自立支援型ケアマネジメントの促進				
54	64	市町村における自立支援型の地域ケア会議の運営等を支援するため、支援を担うアドバイザーを市町村へ派遣するとともに、市町村職員などを対象とした研修を実施して会議のコーディネーター（司会者）を養成します。	福祉部	地域包括ケア課
(2) 地域包括支援センターの機能強化				
55	65	地域包括ケアシステムの機能強化を図るため、市町村や地域包括支援センターの職員を対象とした研修を実施します。	福祉部	地域包括ケア課
(3) 介護予防の推進【再掲】				
55	再掲	住民主体の通いの場（体操教室など）の立ち上げを支援するため、アドバイザー（リハビリテーション専門職等）を養成し派遣するとともに、研修を実施します。	福祉部	地域包括ケア課
55	再掲	先進的な取組の紹介やグループワークなどを行う研修を行い、市町村の効果的な介護予防事業の実施を支援します。	福祉部	地域包括ケア課
55	再掲	市町村における高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の取組を支援するため、埼玉県後期高齢者医療広域連合及び埼玉県国民健康保険団体連合会と連携し、市町村に対し研修等を実施します。	保健医療部	国保医療課
2 医療と介護の連携強化				
(1) 在宅医療・介護連携の推進				
56	66	市町村が在宅医療・介護連携推進事業を効果的に実施できるよう、市町村職員及び在宅医療連携拠点のコーディネーターを対象とした研修を実施します。	福祉部	地域包括ケア課
56	67	介護支援専門員や医療従事者を対象に、医療と介護・福祉の連携事例の紹介や高齢者がかかりやすい疾病の理解を深める研修を実施します。	福祉部	高齢者福祉課
56	68	在宅医療連携拠点を広域的に支援するとともに、在宅医療・介護連携推進事業を実施する市町村を支援します。	保健医療部	医療整備課
56	69	ICTの活用により、在宅医療と介護の連携を推進します。	保健医療部	医療整備課
(2) 在宅医療体制の充実				
57	70	地域における在宅歯科医療推進拠点の整備を進め、機能を充実します。	保健医療部	健康長寿課
57	71	県民が「かかりつけ医」や「かかりつけ歯科医」を持ち、定期的な健康診断などを受診することの奨励を促進します。	保健医療部	健康長寿課
57	72	「かかりつけ薬剤師」や「かかりつけ薬局」の定着を促進します。	保健医療部	業務課
57	73	訪問看護ステーションにおける体験実習や、高度な医療に対応する訪問看護師を育成する訪問看護ステーションへの支援などを行うことにより、在宅医療を担う訪問看護師の確保・定着、資質向上を図ります。	保健医療部	医療人材課
57	再掲	在宅医療連携拠点を広域的に支援するとともに、在宅医療・介護連携推進事業を実施する市町村を支援します。	保健医療部	医療整備課
3 生活支援体制の整備				
(1) 生活支援サービスの体制整備の促進				
58	74	老人クラブの会員が地域の一人暮らしや寝たきりなどの高齢者を訪問し、話し相手、情報提供、電球の交換や日用品の買い物代行といった日常生活の援助、外出援助などを行う「老人クラブ友愛活動」を促進します。	福祉部	高齢者福祉課
58	75	市町村の「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」の配置を支援するため、研修や情報交換会を実施します。また、生活支援アドバイザーを埼玉県社会福祉協議会に配置し、生活支援コーディネーターへの助言などを実施します。	福祉部	地域包括ケア課
58	76	地域の元気な高齢者などがちょっとした困り事をもつ高齢者などを手助けし、その謝礼を地域振興券などで受け取る「地域支え合いの仕組み」の実施団体を支援します。	県民生活部	共助社会づくり課
(2) 地域リハビリテーションの推進				
59	77	急性期病床及び療養病床から回復期病床（地域包括ケア病床及び回復期リハビリテーション病床）への転換を行う医療機関に対して、施設整備費及び設備整備費を補助することにより、転換を促進します。	保健医療部	医療整備課
59	78	二次保健医療圏ごとに地域リハビリテーションケアサポートセンターと協力医療機関などが連携した体制を整備し、総合リハビリテーションセンターとも連携して、市町村へのリハビリテーション専門職の派遣などを充実します。	福祉部	地域包括ケア課
59	79	市町村におけるPDCAサイクルを活用した効果的な地域のリハビリテーションサービス提供体制の構築を支援します。	福祉部	地域包括ケア課 高齢者福祉課
59	再掲	介護支援専門員や医療従事者を対象に、医療と介護・福祉の連携事例の紹介や高齢者がかかりやすい疾病の理解を深める研修を実施します。	福祉部	高齢者福祉課
(3) 地域密着型サービスの充実				
59	80	24時間対応の定期巡回・随時対応サービス、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、小規模な特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホームなどの施設の整備費を補助することにより、整備を促進します。	福祉部	高齢者福祉課
(4) ケアラーへの支援				
60	81	ケアラー支援に関する集中的な広報啓発期間の創設など、県、県民、市町村、事業者、関係機関、民間支援団体が連携した啓発活動を実施します。	福祉部	地域包括ケア課
60	82	地域包括支援センターの職員等に対し、ケアラーからの相談に対応するための研修を実施します。	福祉部	地域包括ケア課
60	83	働きながら介護を続ける介護者の離職を防止し、介護と仕事の両立を支援するため、相談・情報提供の窓口を設置します。	産業労働部	多様な働き方推進課

頁	取組番号	取組名	担当部局	担当課
(5)福祉用具の普及促進				
61	84	介護すまいる館において、福祉用具などの利用支援やユニバーサルデザインについて、県民への普及啓発を実施します。	福祉部	高齢者福祉課
61	85	福祉用具及びユニバーサルデザインなどに関する研修及び普及啓発を推進します。	福祉部	高齢者福祉課
4 高齢者の住まいの充実				
(1)多様な住まいの供給				
61	86	住宅セーフティネット法に基づく高齢者などの入居を拒まない賃貸住宅の登録制度などについて、不動産団体などと連携を強化し、広く周知を図ります。	都市整備部	住宅課
61	87	「埼玉県住まい安心支援ネットワーク」において、不動産団体や居住支援団体などと連携・協力し、民間賃貸住宅の家賃保証、入居後の見守り支援サービスなど、入居支援サービスの情報収集・発信を推進します。	都市整備部	住宅課
61	88	高齢者が賃借人として、バリアフリー化された住宅に終身に渡って安心して住み続けるため、終身建物賃貸借制度の周知や、活用を促進します。	都市整備部	住宅課
62	89	サービス付き高齢者向け住宅について分かりやすいリーフレットなどを作成し、制度の概要や入居に際しての注意点など、必要な情報を県民に提供します。	都市整備部	住宅課
62	90	サービス付き高齢者向け住宅の円滑な登録と適切な運営のため、施設が提供する生活支援サービスについて指導を行い、質の確保を図ります。	福祉部	高齢者福祉課
62	91	立入検査などの指導を的確に行い、サービス付き高齢者向け住宅の質の向上を図ります。	福祉部	高齢者福祉課
			都市整備部	住宅課
(2)公営住宅における支援				
62	92	県営住宅の建て替えにより生み出した創出地を活用し、民間事業者が整備・運営を行う高齢者向け施設などを誘致します。	都市整備部	住宅課
62	93	住宅に困窮する高齢者のため、入居収入基準の緩和や募集倍率の優遇などを実施します。	都市整備部	住宅課
62	94	階段の昇り降りなどに支障がある高齢者に対して、低階層への住み替えを支援します。	都市整備部	住宅課
62	95	高齢者が交流することで元気に暮らせる「単身高齢者モデル住宅」を整備します。	都市整備部	住宅課
62	96	県営住宅において、移動販売を実施することにより、県営住宅に居住する高齢者の買物支援に取り組みます。	都市整備部	住宅課
62	97	県営住宅などを定期的に来訪する新聞販売店や保守点検業者などの民間事業者及び団地自治会などを登録し、普段の事業活動の中で入居者の異変を察知した場合には、県住宅供給公社などに通報してもらう「見守りサポーター」制度を促進します。	都市整備部	住宅課
(3)住宅のバリアフリー化の促進				
62	98	県内市町村の住宅リフォームに対する補助制度の充実により、既存住宅のバリアフリー改修を支援します。	都市整備部	住宅課
63	99	高齢期の住まい方に関して、所有者自らが将来を見据えて早めに備え、安心して改修工事を行えるよう、住まい相談プラザや市町村の相談窓口において「リフォームの手引」を配布し、バリアフリー改修や住み替えのメリットなどの情報を提供します。	都市整備部	住宅課
63	100	県民に対し、リフォーム取組保証制度、リフォーム工事検査制度、リフォーム事業者登録制度など、安心なバリアフリー改修ができる仕組みを周知します。	都市整備部	住宅課
63	101	設計者・施工者に対し、介護保険制度やリフォームに関する補助及び融資制度、バリアフリー改修技術などの情報を、建築関連団体を通じ提供します。	都市整備部	住宅課
5 包括的な支援体制の整備				
(1)高齢者の孤立の防止				
64	102	住民、関係機関・団体による支え合いや孤立防止の取組を通して、ともに生き支え合う人づくり、地域づくりについて考えることを目的として、埼玉県社会福祉協議会が実施する共生・共助つながりづくりに関する取組を支援します。	福祉部	社会福祉課
64	103	市町村における、民生委員などの福祉関係者や電気、ガス、新聞など高齢者と接する機会の多い事業者を構成員とする「要援護高齢者等支援ネットワーク」の取組を支援します。	福祉部	地域包括ケア課
64	104	民間企業など多様な主体が高齢者をサポートする体制を整備するため、「プラチナ・サポート・ショップ」登録事業を通じ、介護保険外の高齢者サービスの開発に取り組みます。	福祉部	地域包括ケア課
64	再掲	地域の元気な高齢者などがちょっとした困り事をもつ高齢者などを手助けし、その謝礼を地域振興券などで受け取る「地域支え合いの仕組み」の実施団体を支援します。	県民生活部	共助社会づくり課
64	再掲	県営住宅などを定期的に来訪する新聞販売店や保守点検業者などの民間事業者及び団地自治会などを登録し、普段の事業活動の中で入居者の異変を察知した場合には、県住宅供給公社などに通報してもらう「見守りサポーター」制度を促進します。	都市整備部	住宅課
(2)包括的な支援体制の構築				
64	105	市町村における包括的な支援体制の整備を支援するため、市町村へのアドバイザー派遣、市町村間の情報交換の場の設定及び研修等を実施します。	福祉部	福祉政策課
64	106	重層的支援体制整備事業に取り組む市町村に対し、適切な情報提供や先進事例の提供を行います。	福祉部	福祉政策課
64	107	市町村及び市町村社会福祉協議会、地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、地域子育て支援拠点等相談機関の職員に対し、複合課題の対応や、地域の社会資源のネットワークを構築しコーディネートする能力を高める研修を実施します。	福祉部	福祉政策課
64	108	社会福祉法人が地域の生活困窮者に対して相談・支援を行う「彩の国あんしんセーフティネット事業」が生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業と連携して実施できるよう支援します。	福祉部	社会福祉課
64	109	無料低額宿泊所に入所している生活保護受給者に対して、民間アパートや介護老人ホーム、グループホーム等への入居支援を行います。	福祉部	社会福祉課
64	110	刑務所等の出所後に帰住先のない高齢者や障害者で福祉の支援が必要な方に対し、住居や生活保護等の福祉サービス受給に向けた相談・調整等を行うことにより再犯を防ぐとともに、地域での自立した生活を促進します。	福祉部	社会福祉課

頁	取組番号	取組名	担当部局	担当課
64	再掲	市町村の「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」の配置を支援するため、研修や情報交換会を実施します。また、生活支援アドバイザーを埼玉県社会福祉協議会に配置し、生活支援コーディネーターへの助言などを実施します。	福祉部	地域包括ケア課
65	再掲	高齢者等の消費者被害の未然防止を図るため、市町村における消費者安全確保地域協議会の設置を支援するとともに、消費者被害防止サポーターの活用を進めます。	県民生活部	消費生活課
第3節 認知症施策の総合的な推進（埼玉県認知症施策推進計画）				
1 認知症施策の総合的な推進				
(1)普及啓発・本人発信支援・予防				
69	111	認知症サポーターやキャラバン・メイトの養成を推進するとともに、小学校・中学校・高校などにおける養成講座をさらに拡充します。	福祉部	地域包括ケア課
69	112	世界アルツハイマーデー及びアルツハイマー月間などの機会を捉えた普及啓発を推進します。	福祉部	地域包括ケア課
70	113	認知症本人大使・埼玉県版「希望大使」を設置し、活動を支援します。	福祉部	地域包括ケア課
70	114	「本人ミーティング」などのピアサポート活動を推進します。	福祉部	地域包括ケア課
70	115	県立図書館の館内に「認知症情報コーナー」を設置し、認知症に関する資料等を提供するとともに、関連する資料展・講演会などを実施します。	教育局	生涯学習推進課
70	116	高齢者が身近に通うことができる「通いの場」における認知症の予防に資する可能性のある活動を支援します。	福祉部	地域包括ケア課
(2)医療・ケア・介護サービスへの支援				
71	117	認知症疾患医療センターの運営を強化し、県民が早期に認知症に対する相談・診断・治療を受けられる体制の推進を図ります	保健医療部	疾病対策課
71	118	認知症地域支援推進員の認知症施策推進の力量向上のための研修を実施します。	福祉部	地域包括ケア課
71	119	認知症初期集中支援チームの質の向上を図るための研修等を実施します。	福祉部	地域包括ケア課
71	120	認知症サポート医を養成し、地域における認知症の早期発見・早期対応を充実します。	福祉部	地域包括ケア課
71	121	かかりつけ医、歯科医師、薬剤師及び看護職員など医療従事者を対象とした認知症対応力向上研修を実施します。	福祉部 保健医療部	地域包括ケア課 健康長寿課 業務課
71	122	認知症介護基礎研修、認知症介護実践者研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護指導者研修を推進します。	福祉部	地域包括ケア課
71	123	各市町村における認知症カフェの活用、電話相談、本人・家族交流等を推進します。	福祉部	地域包括ケア課
(3)若年性認知症等の人への支援				
72	124	若年性認知症に関するリーフレットの配布、県の専門相談窓口の設置と相談窓口における若年性認知症支援コーディネーターによる支援などを推進します。	福祉部	地域包括ケア課
72	125	若年性認知症の人の就労継続等の支援を行います。	福祉部	地域包括ケア課
72	126	若年性認知症カフェの増設など若年性認知症の人の活動の場の拡大等を図ります。	福祉部	地域包括ケア課
(4)認知症バリアフリーの推進・社会参加支援				
73	127	認知症の人が安全に外出できるよう、徘徊SOSネットワークの活用や地域での訓練の実施など地域での見守り体制の構築を支援します。	福祉部	地域包括ケア課
73	128	「チームオレンジ」が各市町村で整備されるよう支援します。	福祉部	地域包括ケア課
2 権利擁護の推進				
73	129	成年後見制度の利用を促進するため、市町村における中核機関の設置を促進します。また、成年後見制度の市町村計画の策定を促進します。	福祉部	地域包括ケア課
73	130	市町村職員に対する成年後見申立て手続に関する研修を実施します。また、市町村が市民後見人を確保できる体制を整備・強化し、地域での市民後見人の活動を推進する取組を支援します。	福祉部	地域包括ケア課
74	131	判断能力が十分ではない高齢者が市町村社会福祉協議会と契約し、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理を行う日常生活自立支援事業（あんしんサポートねっと）の利用を支援します。	福祉部	地域包括ケア課
3 虐待防止の推進				
74	132	市町村・関係団体と連携しながら、虐待防止などの取組、啓発活動、通報・届出及び相談の環境整備、情報の共有、養護者に対する支援、人材の育成、虐待に係る検証などに取り組みます。	福祉部	福祉政策課
74	133	高齢者虐待に対応する専門職員（高齢者虐待対応専門員）を養成し、市町村の体制整備を支援します。	福祉部	地域包括ケア課
74	134	高齢者虐待に関する普及・啓発を行うとともに、市町村における高齢者虐待対応、相談窓口、ネットワークづくりなどの体制整備を支援します。	福祉部	地域包括ケア課
第4節 介護保険施設等の整備				
1 特別養護老人ホーム等の整備				
(1)特別養護老人ホームの整備				
75	135	特別養護老人ホームの整備費を補助します。	福祉部	高齢者福祉課
75	136	特別養護老人ホームの開設準備に要する経費を補助します。	福祉部	高齢者福祉課

頁	取組番号	取組名	担当部局	担当課
(2)介護老人保健施設の整備				
76	137	介護老人保健施設の開設準備に要する経費を補助します。	福祉部	高齢者福祉課
(3)生活環境の改善促進				
76	138	入居者の生活環境の改善や質の向上を図るため、施設の改修に要する経費を補助します。	福祉部	高齢者福祉課
(4)特別養護老人ホーム等に関する情報提供				
76	139	特別養護老人ホームや老人保健施設及び併設の短期入所施設の空室状況、入所希望者の数を県のホームページに掲載し、情報を提供します。	福祉部	高齢者福祉課
76	140	財務諸表等電子開示システムにより、法人の運営状況及び財務状況などを公開します。	福祉部	高齢者福祉課
(5)介護医療院の整備				
77	141	介護療養型医療施設の設置期限である2023年度までに介護療養型医療施設から介護医療院への転換を促進します。	福祉部	高齢者福祉課
(6)介護施設における看取りの充実				
77	142	介護施設職員を対象とした看取りに関する研修を実施します。	福祉部	地域包括ケア課
2 有料老人ホーム等の適切な運営の確保				
78	143	介護付有料老人ホームなどの特定施設入居者生活介護の円滑な登録と適切な運営のため、施設が提供する生活支援サービスについて指導を行い、質の確保を図ります。	福祉部	高齢者福祉課
78	144	住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に係る届出等がされたときは、その旨を市町村に通知し、情報連携の強化を図ります。	福祉部 都市整備部	高齢者福祉課 住宅課
78	再掲	サービス付き高齢者向け住宅について分かりやすいリーフレットなどを作成し、制度の概要や入居に際しての注意点など、必要な情報を県民に提供します。	都市整備部	住宅課
78	再掲	サービス付き高齢者向け住宅の円滑な登録と適切な運営のため、施設が提供する生活支援サービスについて指導を行い、質の確保を図ります。	福祉部	高齢者福祉課
78	再掲	立入検査などの指導を的確に行い、サービス付き高齢者向け住宅の質の向上を図ります。	福祉部 都市整備部	高齢者福祉課 住宅課
3 施設等の災害及び感染症対策の強化				
(1)施設等の災害対策の体制整備				
79	145	社会福祉施設等における避難確保計画の策定及び避難確保計画に基づく避難訓練の実施を定期的に確認し、高齢者等の避難の実効性を確保するように指導します。	福祉部 福祉部	高齢者福祉課 福祉監査課
79	146	非常用自家発電設備等の整備費を補助することにより、災害対策を促進します。	福祉部	高齢者福祉課
79	147	介護施設等の事業継続計画（BCP）策定を支援します。	福祉部	高齢者福祉課
(2)施設等の感染症対策の強化				
80	148	彩の国「新しい生活様式」安心宣言等を活用した施設等の感染症対策を徹底します。	福祉部	高齢者福祉課
80	149	簡易陰圧装置・換気設備等の設置費を補助することにより、施設の感染症対策を促進します。	福祉部	高齢者福祉課
80	150	防護服等を調達・備蓄し、感染者が出た施設等に速やかに供給します。	福祉部	高齢者福祉課
80	151	体制が手薄となった施設へ他施設から応援職員を派遣する互助ネットワークの仕組みを関係団体と連携して構築します。	福祉部	高齢者福祉課
80	152	感染症の集団感染が疑われる福祉施設や療養型医療施設へ専門家を派遣するなど、感染症の発生当初から感染拡大防止の支援を行います。	保健医療部	感染症対策課
80	153	介護職員を対象とした感染症対策の研修を実施するなどし、職員の対応力の向上を図ります。	福祉部	高齢者福祉課
第5節 介護人材の確保・定着・イメージアップ				
1 介護人材の確保・定着・イメージアップ				
(1)介護資格のない者への就業支援				
82	154	介護未経験者などを対象に職場体験や研修受講を支援し、就職先とのマッチングを実施します。	福祉部	高齢者福祉課
82	155	介護職員初任者研修終了後の早期就労者及び在職中の研修修了者に研修受講費を補助することにより、就業を促進します。	福祉部	高齢者福祉課
82	156	県立高等技術専門学校における施設内訓練や在職者訓練（技能講習）、民間教育訓練機関を活用した委託訓練などにより、介護人材を育成します。	産業労働部	産業人材育成課
82	157	埼玉県社会福祉協議会が実施する介護福祉士修学資金貸付事業に補助することにより、介護分野への就労を促進します。	福祉部	社会福祉課
82	158	埼玉県福祉人材センターにおいて、無料職業紹介や福祉の仕事合同面接会を実施し、求職者の就業及び介護サービス事業所の人材確保を支援します。	福祉部	社会福祉課
82	159	市町村が実施する、介護未経験者などを対象とした研修及び介護施設・事業所へのマッチングに係る経費の一部を補助します。	福祉部	高齢者福祉課
82	160	人材育成などに優れた取組を行っている事業所を認証します。	福祉部	高齢者福祉課
(2)多様な人材の参入促進				
82	161	高齢者等を対象に介護に関する入門的研修及びマッチングを実施し、就労を支援します。	福祉部	高齢者福祉課
82	162	子育て中の方など生活スタイルに合わせて働きたい者を対象に介護に関する入門的研修及びマッチングを実施し、就労を支援します。	福祉部	高齢者福祉課

頁	取組番号	取組名	担当部局	担当課
82	163	埼玉県女性キャリアセンターにおいて、求職に関する相談、セミナー、職業紹介、企業説明会、職場体験などを実施し、離職中の有資格者（女性）の再就職を支援します。	産業労働部	人材活躍支援課
82	164	埼玉県ナースセンターにおいて、未就業の看護職有資格者の就労を支援するため、無料職業紹介、再就業技術講習会などを実施します。	保健医療部	医療人材課
82	165	埼玉県社会福祉協議会が実施する潜在介護職員再就職準備金貸付事業に補助することにより、有資格者に対する再就職準備金の貸付けを実施し、離職した有資格者の再就職を支援します。	福祉部	高齢者福祉課
(3) 外国人の介護現場での就労支援				
83	166	経済連携協定（EPA）で受け入れた外国人介護福祉士候補者の日本語習得等に要する経費などを補助します。	福祉部	社会福祉課
83	167	介護福祉士養成施設における留学生に修学資金を貸与するとともに、留学生の日本語学習に要する経費を補助します。	福祉部	社会福祉課
83	168	外国人介護人材（留学生、技能実習生及び1号特定技能外国人）の受入に当たって、介護施設・事業所が日本語能力の習得に係る費用及び住居費を負担した場合にその経費の一部を補助します。	福祉部	高齢者福祉課
(4) 働きやすい職場環境の整備促進				
83	169	介護現場で働きながら実務者研修及び介護職員初任者研修を受講した者に係る研修受講料の一部を補助することにより、介護職員の資格取得を支援します。	福祉部	高齢者福祉課
83	170	介護職員の家族の看病、介護、子育てなどの際に、必要に応じて代替職員を紹介することにより、休暇取得やキャリアアップのための研修受講の機会の確保などを支援します。	福祉部	高齢者福祉課
83	171	新任介護職員を対象とした研修・交流イベントを実施し、職員の意識向上を図ります。	福祉部	高齢者福祉課
83	172	中堅職員や管理者を対象にキャリアに応じた研修を実施します。	福祉部	高齢者福祉課
83	173	子育て中の介護職員の負担を軽減するため、介護施設内の保育施設の整備を促進します。	福祉部	高齢者福祉課
83	174	介護サービス事業所を対象としたICT導入に関するセミナー及びアドバイザーの派遣により、ICT導入の普及を図ります。	福祉部	高齢者福祉課
83	175	介護サービス事業所へ介護ロボットの購入・レンタル費の一部を補助することにより、ICT化による業務の効率化、生産性向上及び介護職員の負担軽減を図ります。	福祉部	高齢者福祉課
83	176	国が示す方針に基づく個々の申請様式・添付書類や手続きに関する簡素化等を図り、介護分野の文書に係る負担を軽減します。	福祉部	高齢者福祉課
83	177	「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」を活用し、介護職員を対象に、利用者やその家族から受けるハラスメントへの予防や対処方法を身につけるための研修を実施します。	福祉部	高齢者福祉課
(5) 介護のイメージアップ				
84	178	介護の魅力PR隊による大学・高校などへの訪問や県外での人材募集活動などを実施し、介護の仕事の魅力をPRします。	福祉部	高齢者福祉課
84	179	長年勤続した介護職員の方などを表彰します。	福祉部	高齢者福祉課
2 介護人材の専門性の向上				
85	180	（主任）介護支援専門員レベルアップ研修を実施し、介護支援専門員の資質の向上を図ります。	福祉部	高齢者福祉課
85	181	介護支援専門員のための「はろーケアマネ相談窓口」を設置し、介護支援専門員の資質の向上を図ります。	福祉部	高齢者福祉課
85	182	医療的ケア、口腔ケア、リハビリテーション、認知症ケアなどに対応できる人材を育成するための研修等を実施します。	福祉部 保健医療部	高齢者福祉課 健康長寿課
85	183	特別養護老人ホームなどのユニット型施設の管理者及び職員を対象としたユニットケアに関する研修等を実施します。	福祉課	高齢者福祉課
85	再掲	地域包括ケアシステムの機能強化を図るため、市町村や地域包括支援センターの職員を対象とした研修を実施します。	福祉課	地域包括ケア課
85	再掲	認知症介護基礎研修、認知症介護実践者研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護指導者研修を推進します。	福祉部	地域包括ケア課
85	再掲	介護施設職員を対象とした看取りに関する研修を実施します。	福祉部	地域包括ケア課
85	再掲	介護現場で働きながら実務者研修及び介護職員初任者研修を受講した者に係る研修受講料の一部を補助することにより、介護職員の資格取得を支援します。	福祉課	高齢者福祉課
第6節 介護保険の持続可能な制度運営				
1 保険者機能の強化の推進				
86	184	保険者における自立支援、介護予防・重度化防止の取組を支援します。	福祉部	地域包括ケア課
86	185	PDCAサイクルを推進し、保険者による効果的・効率的な介護保険制度の運営を支援します。	福祉部	地域包括ケア課
86	186	保険者機能強化交付金等を活用した施策を充実・推進します。	福祉部	地域包括ケア課
2 介護給付適正化の推進				
87	187	国保連が提供する給付実績の活用による介護給付適正化事業などの実施を支援するためのアドバイザーを派遣します。	福祉部	地域包括ケア課
87	188	国保連と連携して保険者（市町村）への介護給付適正化の研修などを実施します。	福祉部	地域包括ケア課
87	189	要介護認定（要支援認定）が適切に行われるよう、主治医や認定調査員などへの研修を実施します。	福祉部	地域包括ケア課

頁	取組番号	取組名	担当部局	担当課
3 適正な事業運営の確保				
(1)指導、監査の実施				
88	190	介護サービス事業者に対する実地指導を実施し、その質の向上を図ります。また、事業者を対象に介護サービス種別ごとに集団指導を行います。	福祉部	福祉監査課
88	191	介護サービス事業者の指定及び管理などを行い、もってその質の向上を図ります。	福祉部	高齢者福祉課
88	192	悪質な基準違反や報酬請求、利用者のニーズを超えた過剰な介護保険サービスの提供など不適切な行為の疑いのある事業者に対して、実地による指導を実施します。	福祉部	福祉監査課
(2)介護サービス情報の公表				
88	193	介護サービスの利用者が事業所・施設を比較・検討して選択できるよう、「介護サービス情報公表システム」により情報を提供します。	福祉部	高齢者福祉課
88	194	利用者の自立支援・重度化防止などに取り組む事業者を評価・公表します。	福祉部	地域包括ケア課

第 8 期埼玉県高齢者支援計画

埼玉県福祉部高齢者福祉課

令和 3 年 3 月発行

(令和 4 年 3 月一部変更)

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 1 5 番 1 号

TEL 048-830-3263

FAX 048-830-4781

E-mail a3240-03@pref.saitama.lg.jp

ホームページ <http://www.pref.saitama.lg.jp/>



埼玉県マスコット「コバトン」